

不利益処分についての審査請求に関する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

○不利益処分についての審査請求に関する規則

題名一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(昭和38年4月2日人事委員会規則第8号)

改正 昭和38年7月26日人事委員会規則第23号 昭和42年10月6日人事委員会規則第10号

平成17年3月29日人事委員会規則第7号 平成19年3月30日人事委員会規則第10号

平成28年3月29日人事委員会規則第20号

不利益処分についての不服申立てに関する規則

目次

第1章

- 第1節 総則(第1条―第3条の2)
- 第2節 審査請求(第4条・第5条)
- 第3節 審査の手續(第6条―第11条)
- 第4節 審査の結果執るべき措置(第12条・第13条)
- 第5節 再審(第14条―第18条)
- 第6節 審査及び再審の費用(第19条)
- 第7節 雑則(第20条)

付則

第1章

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人及び処分者をいう。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 処分について、審査請求をする者を審査請求人と、処分を行った者を処分者という。この場合において、処分者が当該処分を行なった後においてその職を離れたときは、その職又はこれに相当する職にある者が処分者とみなす。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(代理人)

第3条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)は、審理の円滑かつ迅速な進行及び公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所及び職業を書面で人事委員会に届け出なければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(代理人の権限)

第3条の2 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第2節 審査請求

節名全部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(審査請求)

- 第4条 処分についての法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 前項の審査請求書(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならない。

(1) 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びにその者が現に職員である場合は、その職及び所属部局

(2) 処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部局

(3) 処分を行った者の職及び氏名

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(4) 処分の内容及び処分を受けた年月日

(5) 処分があったことを知った年月日

(6) 処分に対する不服の事由

(7) 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

(8) 法第49条第1項又は第2項の説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 4 審査請求書の記載した事項に変更を生じた場合には、審査請求人は、その都度、その旨を書面で速やかに人事委員会に届け出なければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(審査請求の受理及び却下)

- 第5条 審査請求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査し、審査請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 前項の調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 3 審査請求人が前項の補正命令に従わなかった場合には、人事委員会は、審査請求を却下することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 4 人事委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付し、審査請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第3節 審査の手続

節名一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(審査の併合及び分離)

第6条 人事委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の審査請求を併合して審査することが適当であると認めるときは、これを併合して審査することができ、人事委員会において、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 前項の規定により審査を併合し、及び分離する場合には、その旨を当事者に通知しなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(代表者)

第6条の2 審査の併合に係る事案の審査請求人は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 審査請求人が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

3 代表者は、審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

4 代表者が選任されている場合には、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(書面審理)

第7条 人事委員会は、書面審理を行う場合においては、期限を定めて、審査請求人に対し、証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 人事委員会は、答弁書が提出された場合には、審査請求人にその写しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて、反論書の提出を求めることができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

3 人事委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写しを送付しなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

5 当事者は、審査が終了するまでは、人事委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申し出ることができる。

6 人事委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

7 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも人事委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、人事委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

8 人事委員会による証人の喚問は、次に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

不利益処分についての審査請求に関する規則

- (1) 証人として指名された者の氏名、住所及び職業
 - (2) 出頭すべき日時及び場所
 - (3) 陳述を求めようとする事項
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 9 人事委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 10 人事委員会は、証人に対し、口頭による陳述に代えて、次に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。
- (1) 口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業
 - (2) 口述書を提出すべき日時及び場所
 - (3) 口述書により陳述を求めようとする事項
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 11 人事委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。
- 12 人事委員会が書証を所持する者に対して書類又はその写しの提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した書面で、これを行わなければならない。
- (1) 書類又はその写しを提出すべき者の氏名、住所及び職業
 - (2) 書類又はその写しを提出すべき日時及び場所
 - (3) 提出すべき書類又はその写し
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 13 人事委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合において、審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(口頭審理)

- 第8条 人事委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度書面で口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 2 人事委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて、前条第1項の答弁書又は同条第2項の反論書の提出を求めることができる。
- 3 当事者は、前項の規定により提出した答弁書又は反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が同項の期限までに、答弁書又は反論書を提出しなかったときも、同様とする。ただし、答弁書又は反論書に当該事実を記載できず、又は同項の期限までに答弁書又は反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったと認めたときは、この限りでない。
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕
- 4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。
- 5 人事委員会は、口頭審理において、発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は人事委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。
- 6 当事者の一方(代理人又は代表者を含む。)が口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しなかったとき又は出席しても相手方の主張した事実について争わなかったときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。
一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

不利益処分についての審査請求に関する規則

- 7 人事委員会は、口頭審理の終了に先立って、当事者に対して、最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することができる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 8 前条第4項、第6項から第10項まで、第12項及び第13項の規定は、口頭審理について準用する。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(準備手続)

- 第9条 人事委員会は、必要があると認めるときは、人事委員会の委員又は事務職員に口頭審理の準備手続を行わせることができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 準備手続においては、当事者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1) 口頭審理の期日に関する事項
- (2) 事実の整理に関する事項
- (3) 証拠の整理に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、必要な事項

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 3 人事委員会は、準備手続における協議の都度、準備手続調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合においては、第7条第13項後段の規定を準用する。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(文書の送付)

- 第9条の2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

- 2 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を高知県公報に登載してするものとする。この場合においては、登載された日から14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

一部改正〔平成19年人事委員会規則10号〕

一部改正〔平成19年人事委員会規則10号〕

(審査請求の取下げ)

- 第10条 審査請求人は、人事委員会が事案について裁決を行うまでの間は、いつでも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 審査請求の取下げは、書面でその旨を人事委員会に申し出て行わなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 3 取下げのあった審査請求の部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(審査の打切り)

- 第11条 人事委員会は、審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、審査請求を棄却することができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第4節 審査の結果執るべき措置

(裁決)

不利益処分についての審査請求に関する規則

第12条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに裁決を行い、裁決書を作成しなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 前項の裁決書(以下「裁決書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、委員各員が記名押印しなければならない。

(1) 当事者

(2) 裁決

全部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(3) 理由

(4) 裁決の日付け

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

3 人事委員会は、裁決書の写しを当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に裁決に対する審査(以下「再審」という。)の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(指示)

第13条 人事委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で審査請求人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第5節 再審

(再審の請求)

第14条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

(1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(2) 事案の審査の際提出されなかった新たに、かつ、重大な証拠が発見された場合

(3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

2 再審の請求は、裁決書の送達を受けた日から6月以内に行わなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

3 再審の請求は、書面で行わなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

4 前項の書面(次条において「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。

(1) 再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

(2) 裁決の内容及び時期

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(3) 再審を請求する事由

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(再審の請求の受理及び却下)

第15条 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限及び再審の請求の事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

不利益処分についての審査請求に関する規則

- 2 人事委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付し、再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(職権による再審)

- 第16条 人事委員会は、第14条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(再審の手續)

- 第17条 第3節の規定(第8条及び第9条を除く。)は、再審の場合における審査の手續について準用する。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(再審の結果執るべき措置)

- 第18条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行わなければならない。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

- 2 第12条第1項、第2項及び第3項前段並びに第13条の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第6節 審査及び再審の費用

(審査及び再審の費用の負担)

- 第19条 審査及び再審の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

(1) 人事委員会が職権で喚問した証人の旅費、日当及び宿泊料

(2) 人事委員会が職権で行った証拠調べに関する費用

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

(3) 人事委員会が文書の送達に要した費用

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

第7節 雑則

(雑則)

- 第20条 この規則に定めるもののほか、処分についての審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

一部改正〔平成28年人事委員会規則20号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から執行する。

(経過規定)

- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和37年法律第161号)の施行前に提起された審査の請求については、なお従前の例による。

(他の規則の廃止)

- 3 不利益処分に関する審査に関する規則(昭和26年高知県人事委員会規則第5号)は、廃止する。

付 則(昭和38年7月26日人事委員会規則第23号)

不利益処分についての審査請求に関する規則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年6月21日から適用する。

付 則(昭和42年10月6日人事委員会規則第10号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過規定)
- 2 この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則(以下「新規則」という。)第8条第3項の規定は、この規則の施行前に、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則(以下「旧規則」という。)第8条第2項の規定により提出を求めた答弁書若しくは反論書又は旧規則第8条第2項の規定により提出を求めた答弁書に対し、新規則第8条第2項の規定により提出を求めた反論書(第4項の規定により、新たに期限を定めて提出を求められたものを除く。)については、適用しない。
- 3 人事委員会は、この規則の施行前に旧規則第8条第2項の規定により、答弁書又は反論書が提出されているときは、当該答弁書又は反論書について、期限を定めて補正を命ずることができる。補正後の答弁書又は反論書については、新規則第8条第3項の規定を適用する。
- 4 人事委員会は、この規則の施行前に旧規則第8条第2項の規定により、答弁書又は反論書の提出が求められ、いまだ当該答弁書又は反論書が提出されていないときは、当該答弁書又は反論書について、新たに期限を定めて提出を求めることができる。この場合において、新規則第8条第3項の規定を適用する。

附 則(平成17年3月29日人事委員会規則第7号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第14条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に再審の請求をすることができる期限が到来する場合について適用する。

附 則(平成19年3月30日人事委員会規則第10号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日人事委員会規則第20号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にされた不利益な処分についての異議申立てについては、なお従前の例による。